

月税務情報

2010年5

インデックス

新規規則文書

2009年度の個人所得税納付期間を2010年7月31日まで延長し、 2009年度の個人所得税確定申告に関する補足ガイドライン	3
2009年度課税免税給与所得の算定	3
2009年度個人所得税確定申告の手続き	4
還付	4
移転価格防止に関する新しいCircular	4
適用対象	5
諸概念	5
「関連当事者」概念	5
「重要な差異」概念	6
比較分析及び調整	6
四分位範囲の中間値	6
違反処分及びクレーム解決	6
関連取引に関する情報の申告書様式	6
輸出入品に対する自由販売証明書(CFS)に関する新たな規則	7
輸出品に対するCFSの発行	7
輸入品のCFS管理	7
税務総局が直接に管理する大企業の一覧表	8
案内法規	
外国契約者税	9
脱税、不正と見なされないよう、自覚で不足納付税額を申告し、納付する	9
付加価値税	10
会計規則を遵守しない場合の、支払仮受VATを控除についてされない。	10
輸出入及び税関	10
365日の期限後に輸入原材料・副資材原料のを再輸出に対する場合の税務規則政策	10
輸出入税に関する新規規則文書	11
ベトナム-韓国のDTA(二重課税防止協定)の施行施工	12

新規則文書

2009年度の個人所得税納付期間を2010年7月31日まで延長し、2009年度の個人所得税確定申告に関する補足ガイドライン

発行元	財務省
発行先	-
No	Official Letter 7209/BTC-TCT、Official Letter 1700/TCT-TNCN
発行日	2010年4月22日、2010年5月21日
主題	2009年度の個人所得税の納付期間を2010年7月31日まで延長する事。 2009年個人所得税の確定申告の補足ガイドライン
その他	

2010年6月4日に財務省は2009年度の個人所得税の納付期間を2010年7月31日まで延長する事に関するOfficial Letter 7209/BTC-TCTを発行し、中央所属都市・省の税務当局に提出した。財務省は2009年個人所得税の納付期間を2010年5月31日まで延長する一回目の決定を公表後に、個人所得税確定申告の対象である多くの組織・個人は客観的理由で確定申告書を作成できないため、今回、二回目の納付期間延長の決定となる。

更に、2010年5月21日に、税務総局は2009年個人所得税の確定申告に補足ガイドラインであるOfficial Letter 1700/TCT-TNCN(Official Letter 1700)を発行し、以下が留意点である。

2009年度課税免税給与所得の算定

- 2009年前半期に発生し、2009年後半期に支払われた給与所得（給与支払い一覧表による）は免税される。
- 年度ボーナスについては、労働者は2009年の前半期末満で勤務しない場合、2009年前半期のボーナス算定期間は月単位で（所得を支払う組織に入組織日は月の最初の日ではない場合も含める）、勤務開始の最初の月から2009年6月までを算定する。
- 2010年に支払う2009年12月の給与（給与支払う一覧表による）は2010年度の課税給与所得に算入する。



2009年度個人所得税確定申告の手続き

個人税コードを持たない個人は個人所得税確定申告しなければならない。又は確定申告需要がある場合、所管税務当局は臨時に個人の税コードを交付する。臨時税コード交付以降、税コード登記書類を検討し、手続きを完了する。

更に、Official Letter 1700では二箇所以上で所得がある個人に対する個人所得税確定申告書の提出場所も案内する。

還付

重視すべき規定は2009年度の個人所得税より多く納付した場合、納税者は還付手続きを遂行しなければならない。過納付税額は勝手に次期以降の納税額と相殺することができない。

所得支払者を通じて、個人所得税確定申告者の所得税の相殺・還付は財政省の2010年4月8日付Official Letter 4283/BTC-TCTに基づき施工する。従って、所得支払者は過納付個人の税額と不足納付個人の税額

を相殺が可能である。相殺後に過納付税額が残る場合、所得支払者は個人に立て替える必要があり、その後、国家が精算を行う。

この場合、所得支払者は所得税還付書類に還付申請書を添付し、税務当局に提出しなければならない。

給与所得がある個人は自己で確定申告を遂行する場合、過納付金額は個人所得税確定申告書(09/KK-TNCN様式)の指標「30」“還付申請総税額”に記入しなければならない。

その他、納税者に便宜を与えるために、給与所得のみに対し、税務当局は事前に税金還付し、後日検査する。税金還付申告書類は税金還付過程に規定する未納付税金の監査部、審査部を通す必要がない。

Official Letter 1700でも2箇所以上で課税所得があると見なす場合に対する直接個人所得税申告を案内する。

移転価格防止に関する新しい Circular

発行元	財務省
発行先	-
No	Circular 66/2010/TT-BTC (Circular 66)
発行日	2010年4月22日
主題	財政省は関連当事者の営業取引における市場価格の算定に関する
その他	

2010年4月22日に、財政省は関連当事者の営業取引における市場価格の算定に関するCircular 66/2010/TT-BTC(Circular 66)を発行した。

Circular 66は2006年1月26日より有効となった2005年12月19日付Circular 117/2005/TT-BTC(Circular 117)に取って代わる。Circular 117は初めてベトナムにおける移転価格防止に関する十分な規定を公表した。しかしCircular 117の施工の際に、移転価格データベース作成及び関連当事者の実際営業業務に検査手順の適用に関する一定の制限が発生した。

ここ数年間の税務管理、検査、監査の規程が明確に変化しつつ、Circular 66の発行は一時中断後、ベトナム税務管理機関が移転価格問題点に強く関心を持ち、積極的に対策を策定しているのが分かる。同時にこの発行は移転価格問題点の監査・検査の強化に適合し、税務総局が所管税務当局に「移転価格を通じて税金の不正疑惑があるので常に赤字外資企業」に注目すると、正式な請求に適合する。

Circular 66はCircular 117の規則を基本的に保留し、24例を保留する。その他、Circular 66は関連当事者の概念拡大や事業体に情報提供の要求など重要な規則を補足した。Circular 66とCircular 117との主要な変更点を以下の通りである。

Circular 66は2010年6月6日より有効となる。

適用対象

Circular 66は適用範囲を関連当事者間取引のある物品・役務営業組織(以下に、「企業」と略称)に限定している。Circular 117とは異なり、Circular 66では個人を適用範囲に含めていない。

諸概念

「関連当事者」概念

今度の移転価格防止規則に定義する関連当事者概念は拡大し、明確にされている。「株主資本又は総資産」を「所有者資本」に置き換えるが、但しこの概念は新Circularに明確に定義されておらず、企業の投資ライセンスに記載する総投資金と解釈される。

Circular 66も関連当事者を決定するための2つの指標を補足した。

両企業はそれぞれが第三者の所有者資金のうち20%以上を直接又は間接的に所有する。

他企業の所有者資本のうち20%以上に相当する保証を付与するか融資を提供し、かつ当該融資が他社の中長期融資総額の50%超に相当する企業。



「重要な差異」概念

Circular 66は「重要な差異」の概要を量化した。従って、取引した製品単価の1%以上の増減または粗利益率や利益率の0.5%以上の増減を誘発する全ての要因は重要な差異とみなされる。

比較分析及び調整

Circular 117は購入取引及び販売取引を区別しない。にもかかわらず、この両取引は企業の法人税の課税所得に逆方向に影響を与える。Circular 66は一企業が遂行する独立取引及び関連取引は取引別に関連売上又は費用を割り当てられない場合、該当取引が合算され、関連取引と見なす。合算取引の製品価格は全合算取引のうち最高価格（販売取引の場合）あるいは全合算取引のうち最安価格（購入取引の場合）としている。

四分位範囲の中間値

四分位範囲の中間値の概念（経済統計に取り扱われる）は市場価格算出の補助ため正式に使用される。

Circular 66では、異例の売買取引における独立企業間の条件による価格の決定方法についてガイダンスを提供している。従って、移転価格の修正に関し、次のように規定している。

販売取引の場合、関連取引の価格、粗利益率、または利益率が四分位範囲の中間値を下回るのであれば、企業は市場基準

価格のマージン内で最適な価格を修正するが、該当価格は四分位範囲の中間値以上でなければならない。その狙いは、企業は市場基準価格のマージン内で最高価格での販売を確保するためである。

購入取引の場合、関連取引の価格が四分位範囲の中間値を上回るのであれば、企業は市場基準価格のマージン内で最適な価格を修正するが、該当価格は四分位範囲の中間値以下でなければならない。その狙いは、企業は市場基準価格のマージン内で最安価格での購入を確保するためである。

違反処分及びクレーム解決

企業は税務管理法及びガイドライン規則を遵守しなければならないので、Circular 66はこの内容に記載しない

関連取引に関する情報の申告書様式

法人税確定申告時に、Circular 66によると、企業はこのCircularに添付して発行する新様式GCN-01/QLTを根拠にして連結取引を申告する責任を負い、法人税確定申告書と一緒に税務当局に提出する。新様式は以下の要求を追加した。

- 取引種類別にそれぞれ関連当事者間取引価格の算出方法に関する情報を提供する。
- Circularに規定する指標を根拠にして関連形式に関する情報を提供する。



輸出入品に対する自由販売証明書(CFS)に関する新たな規則

発行元	首相政府
発行先	-
No	Decision 10/2010/QD-TTg (以下Decision10という)
発行日	2010年2月10日
主題	輸出入品に対する自由販売証明書(CFS)
その他	

2010年2月10日に、首相は輸出入品に対する自由販売証明書(CFS)に関するDecision 10/2010/QD-TTgを発行した。このDecisionは2010年5月1日より有効となった。このDecision10はCFSの内容及びCFSの発行手続き並びに・管理を委任された14省庁にわたるの30以上の輸出入品目グループの管理についてCFS発行・管理規程を規定している。Decision10は2010年5月1日から施行される。

輸出品に対するCFSの発行

行政当局は、輸出者の請求を受けて、権限機関は法的に有効で不備のない書類を受領してから5営業日後に輸出品に対するCFSを発行する。登録した登記情報にの変更が無い場合、当該このCFSは2年間有効となる。CFSの有効なコピー謄本にはは原本の発行日と及び有効期間と同じであるが記載される。

輸入品のCFS管理

このDecision10に添付されたする輸入品一覧表上のの輸入品目については、は輸出

国のCFSをベトナム行政当局権限機関に提出しなければならない。こそれを根拠にして、専攻規則に基づき、法的に必要なその他の証明書がを発行されることとなる。ベトナム関連国家権限機関行政当局の要求がある場合、輸出国又は領地によって発行されたCFSは法律に基づいて認証し領事合法化しなけされなければならない。認証されたCFSの有効なコピー謄本は、原本と同等とみなされる。みならず。

しかし、市場での商品流通時に販売時に、税関当局と当該物品を管理する当局がお互いに統一的で整合した管理を行う必要があることから、税関総局は物品の専攻管理機関は管理を統一するため、このDecision10の施行有効日直後のに税関総局は2010年5月13日付けでOfficial Letter 2459/TCHQ-GSQL(以下OL2459という。)を発行した。当該このOL2459 Official Letterによると、関税総局は、地方税務局に対して、“当該物品を管理する当局専攻省からがの具体的なガイダンスを発行するまでは、省・都市の税関当局は臨時的に、に通関手続きの実施に当たってを遂行する際にCFSの提出を輸入者に要求しない”よう指示している。

税務総局が直接に管理する大企業の一覧表

発行元	財務省 税務総局税務総局
発行先	-
No	Decision 856/QD-BTC (以下Decision 856という) Official Letter 1620/TCT-DNL(以下OL 1620という)
発行日	2010年4月19日
主題	税務総局が直接に管理する大企業の一覧表
その他	

税務総局は、2010年1月14日付Decision 106 / Q D - B T C に 規 定 さ れ た 税 務 総 局 自 身 が により、税務総局が直接に管理する大企業を明確化するために、2010年4月14日付Decision 856/QD-BTC (Decision 856) を発行した。このDecision856は税務総局内の大企業向け税務税金管理部門部が直接管理する関わる具体的な大企業の一覧表を添付している。この一覧表には多くの大規模な国営企業やそのグループ、企業、大規模な大総公司、グループの一部であるメンバー企業、総公司、ベトナム系・外資系外国の大銀行、大規模な外資系企業及び一部石

油バッチ/鉱山運営企業を記載している。しかし、Decision 856の適用に当たって施工を規定する税務総局の2010年5月14日付Official LetterはOL 1620/TCT-DNLを発行しのガイダンスによるとた。これによると、税務総局が更なるに具体的なガイダンスを発行するまではに、Decision 856の対象企業は引き続き、既存の地方税務継続して中央レベル都市・省の税務当局に、直接税務登録、税金の登記、申告、納付及び確定申告決算を行うこととなる遂行する。



案内法規

外国契約者税

脱税、不正と見なされないよう、自覚で不足納付税額を申告し、納付する

発行元	税務総局
発行先	-
No	Official Letter 1630/TCT-CS
発行日	2010年5月17日
主題	脱税、不正と見なされないよう、自覚で不足納付税額を申告し、納付する
その他	

2010年5月17日付Official Letter 1630/TCT-CSにて、税務総局はQuang Ninh省税務当局に「外国契約者税及びベトナムに物品供給又はベトナムに物品・役務の供給組織・個人に対する外国契約者税の控除」の税務政策に関する問題点解決方法を案内した。税務管理法は以下に規定する。

「納税者は税務当局に提出した税金申告書類に誤りがあり、納付金額に影響を与える場合、税金申告書類に補足できる。補足税金申告書類は税務当局に営業日に提出され、次回税金申告書類の提出締め切りに頼らない。但し、税務当局が納税者の本社で現場税金監査の決定を公表前に提出しなければならない。」

従って、企業は自己で前回の申告を修正、補足できる。その他、このOfficial Letterも企業は誤りを発現して、外国契約者代理で付加価値税・法人税を申告し納付する場合、脱税・不正行為と見なしないと明記する。企業は自己で税金の納付遅延で罰金を算出しなければならず(遅延利息は18.25%・年)、税金監査以前に税金及び遅延罰金を国家予算に納付しなければならない。



一方、企業が外国契約者代理で納付した付加価値税及び法人税は仮受VATを控除され、法人税計算時に相殺される費用とみなされる。

外国契約者代理で納付するベトナム側が外国契約社税の義務を検討検査する必要がある。誤り、不足納付と発現した場合、速やかに修正申告し、税金監査以前に不足税額及び罰金を国家予算に納付する場合、脱税・不正とみなされない。脱税行為は納税額の約1-3倍の罰金を課され、不正行為は刑事責任まで追及され場合もある。

付加価値税

会計規則を遵守しない場合の、支払仮受VATを控除についてされない。

発行元	税務総局財務省
発行先	-
No	Official Letter 1335/TCT-CS(以下OL 1335という)
発行日	2010年4月21日
主題	会計規則を遵守しない場合の支払VAT控除について会計規則を遵守しない場合、仮受VATを控除されない。
その他	

2010年4月21日付Official Letter OL1335/TCT-CSによると、VAT控除方法を適用する企業事業体が、は法律に規定する会計、インボイス、証書の制度を実施しないか、あるいは十分に実施していない場合には、支払った仮受VAT(仮払VAT)

を控除することが認められないされない。その他、具体的な場合によってはケースに応じて、企業事業体はインボイス・証書制度の違反で処分される。この場合、税務当局は税務管理法に基づき、納税金を賦課する税額を評価する。

輸出入及び税関

365日の期限後に輸入原材料・副資材原料のを再輸出に対する場合の税務規則政策

発行元	財政省税関総局
発行先	-
No	Official Letter 1868/TCHQ-KTTT(以下OL 1868という)
発行日	2010年4月13日
主題	365日の期限後に輸入原材料・副資材のを再輸出に対する場合の税務規則365日後に輸入原材料・副原料の再輸出に対する税務政策
その他	

税関総局の2010年4月13日付Official LetterOL 1868/TCHQ-KTTTによると、輸出品の加工用に輸入された原材料・副資材副原料を、実際の輸入日より365日の

期限後に再輸出する場合であっても、輸入税の税金還付及びと検討されるか、再輸出時の再輸出時に輸出税の免税が検討される。を徴収されない。

輸出入税に関する新規則文書

新規則	発行元	発効日	内容
Circular 49/2010/TT-BTC	財政省	2010年4月12日	輸出品・輸入品の分類、税率適用に関するガイドライン
Circular 58/2010/TT-BTC	財政省	2010年4月16日	2010年から2012年の期間のASEAN-インド自由貿易地域の施工を目的したベトナム特別優遇輸入関税率一覧表の公表
Decision 1899/QD-BCT	工商省	2010年4月16日	不要輸入品及び輸入を奨励しない消費財の一覧表を公表
Circular 20/2010/TT-BCT	工商省	2010年4月16日	輸入税の納付期間算定のために、消費財一覧表を公表
Official Letter 5371/BTC-HTQT	財政省	2010年4月28日	AJICEPに基づく優遇税制措置を授受する国名リストにインドネシア、カンボジアを追加

- 輸出品・輸入品の分類、税率適用に関する財政省の2010年4月12日付Circular 49/2010/TT-BTC
- 2010年-2012年段階のASEAN-インド自由貿易地域の施工を目的したベトナム特別優遇輸出関税率一覧を添付して発行した財政省の2010年4月16日付Circular 58/2010/TT-BTC。
- 不要輸入品、輸入を奨励しない消費財の一覧表を公表した工商省の2010年4月16日付Decision 1899/QD-BCT。
- 輸入税納付期間算定のために、消費財一覧表を公表した工商省の2010年5月17日付Circular 20/2010/TT-BCT。
- AJICEP待遇措置を授受する国名リストにインドネシア、カンボジアを補足した財政省の2010年4月28日付Official Letter 5371/BTC-HTQT。

ベトナム-韓国のDTA(二重課税防止協定)の施行施工

発行元	税関総局
発行先	地方税務局
No	Official Letter 1592/TCT-HTQT(以下OL 1592という)
発行日	2010年5月13日
主題	貸付利息に関する法人税免税を享受できるされる財政組織金融機関一覧表にKorea Finacial Corporation韓国財政グループ((KoFC))をの追加する補足を通達する。
その他	

2010年5月13日に税務総局は中央レベル都市・省の税務当局にOfficial Letter OL1592/TCT-HTQTを発送した。このOfficial Letterによるとは、ベトナム-韓国DTA(二重課税防止協定)の第11条3項及び4項(ベトナム-韓国の二重課税防止協定の施工の貸付金利息)の規定により免税される財政組織金融機関一覧表にKorea Finacial Corporation(KoFC)韓国財政グループ(KoFC)が追加されたの補足を通達する。

従ってこのOfficial Letterによると、ベトナム-韓国DTA(二重課税防止協定)ベトナム-韓国の二重課税防止協定に規定する諸条件を満たす場合、KoFCが貸し付けた借入金に関してベトナムで発生するに派生する利息利子及びKoFCからの借金に支払う利子は、ベトナムでFCWTが免税される(現在の税率は10%)。

ベトナム-韓国DTA(二重課税防止協定)ベトナム-韓国の二重課税防止協定の適用手続きは財政省の2007年6月14日付Circular 60/2007/TT-BTC(2007年6月14日付財務省発行)に基づき遂行される。このCircularは税務管理法の一部条項詳細施工を規定する2007年5月25日付Decree 85/2007/ND-CPの施工を規定する。

現在、上記のKoFC韓国財政グループの他に、ベトナムで発生に派生する借入金利息借金利子をに対してFCWTが免税される韓国の銀行は2つあり、韓国勧告開発銀行(Korean Development BankKDB)及び韓国輸出入銀行(The Export-Import Bank of Korea)である。

For more information, please contact:

Richard Buchanan
Partner
rhubuchanan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Thomas McClelland
Partner
tmcclelland@deloitte.com
Tel: +84 8 3911 0727

Donald Wilson
Senior Tax Counsel
donawilson@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 5267

Bui Ngoc Tuan
Tax Director
tbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

Bui Tuan Minh
Tax Director
mbui@deloitte.com
Tel: +84 4 3577 0782

Lynn Tastan
Tax Director
ltastan@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 0751

Andrea Tochackova
Tax Director
atochackova@deloitte.com
Tel: +84 8 3910 0751

This **tax newsletter** is published for the clients and professionals of the Deloitte - Vietnam offices. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter.

Deloitte Vietnam Tax Company Limited is a subsidiary of Deloitte Vietnam Company Limited which belongs to Deloitte Southeast Asia - a cluster of member firms operating in Brunei, Guam, Indonesia, Malaysia, Philippines, Singapore, Thailand and Vietnam - which was established to deliver measurable value to the particular demands of increasingly intra-regional and fast growing companies and enterprises. For more information, please visit our website at www.deloitte.com/vn.

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu, a Swiss Verein, its member firms, and their respective subsidiaries and affiliates in more than 140 countries. As a Swiss Verein (association), neither Deloitte Touche Tohmatsu nor any of its member firms has any liability for each other's acts or omissions. Each of the member firms is a separate and independent legal entity operating under the names "Deloitte," "Deloitte & Touche," "Deloitte Touche Tohmatsu," or other related names. Services are provided by the member firms or their subsidiaries or affiliates and not by the Deloitte Touche Tohmatsu Verein.

© 2010 Deloitte Vietnam Tax Company Limited

Hanoi Office

8 Pham Ngoc Thach, Dong Da District , Hanoi
Tel: +84 4 3852 4123
Fax: +84 4 3852 4143

Tax & Consulting Advisory Office

Suite 401, Ocean Park Building
1 Dao Duy Anh, Dong Da District , Hanoi
Tel: +84 4 3577 2530
Fax: +84 4 3577 2529

Ho Chi Minh Office

11th Floor, Saigon Trade Center
37 Ton Duc Thang, District 1
Ho Chi Minh City
Tel: +84 8 3910 0751
Fax: +84 8 3910 0750

www.deloitte.com/vn